平成23年3月28日告示第46号

木質燃料燃焼機器設置費補助金交付要綱を次のように定め、平成23年4月1日から施行する。

木質燃料燃焼機器設置費補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、環境に対する負荷の軽減と未利用木質資源の有効活用を図り、もって木質バイオマスエネルギー利用を促進するため、町内の住宅等に木質燃料燃焼機器を設置する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で住田町補助金交付規則(昭和33年住田町規則第6号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

- **第2** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 住宅等 一般住宅、集合住宅、併用住宅、店舗、事務所、工場及び農業用施設等をいう。
  - (2) 木質燃料燃焼機器 ペレットストーブ (薪兼用型も含む。)、薪ストーブ、ペレットボイラー、チップボイラー及び薪ボイラーをいう。ただし、本体購入価格が10,000円未満の機器を除く。

(補助対象経費等)

第3 第1に規定する経費及び補助額は、次のとおりとする。

経費	補助額			
本体・付属品・煙突等の購入及び取り付け並び	当該経費の2分の1以内に相当する額とする。た			
に運搬に要する経費(消費税等額を含む。)た	だし、1台あたり100,000円を上限とする。			
だし、取り付けに伴う建物の増改築及び電源工				
事に要する経費は除く。				

(補助対象者)

第4 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、町内に住所を有する個人又は法人若しくは団体であって、かつ町税及び使用料等に未納のない者(個人にあっては、本人及び同居するすべての者、法人にあっては、法人及び代表者、団体にあっては、代表者及びその構成員をそれぞれ含む。)とする。

(経費の配分及び事業内容の軽微な変更)

- 第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更と する。
  - (1) 氏名及び住所の変更
  - (2) 補助金交付額の変更を伴う設置に要する経費の変更

(申請書の取り下げ期日)

第6 規則第8条に規定する申請の取り下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起 算して15日以内とする。

(提出書類及び期日)

第7 規則に定める書類及び提出期日は、別表のとおりとする。

(補助金の返還)

- 第8 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金について、その全部又は一部を返還させることができる。
  - (1) 補助金を目的外に使用したとき。
  - (2) 虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(取得財産の管理及び処分)

第9 補助対象者は、補助金の交付を受けて取得した財産を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、設置の日から起算して3年を経過するまでは、町長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 別表

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規	木質燃料燃焼機器設置費補	第1号	1部	事業実施の14日以前
定による書類	助金交付申請書			
規則第6条の規	木質燃料燃焼機器設置費補	第2号	1 部	変更(中止、廃止)の
定による書類	助金変更(中止、廃止)承認			理由が生じた日から
	申請書			14日以内

規則第13条第1	木質燃料燃焼機器設置費補	第3号	1 部	事業が完了した日か	
項の規定による	助金交付請求(精算)書			ら14日以内	
書類	木質燃料燃焼機器設置費補	第4号			
	助金事業完了報告書				

様式第1号(別表関係)

様式第2号(別表関係)

様式第3号(別表関係)

様式第4号(別表関係)